

令和4年度栗原市 任期付職員採用試験 (保育士・幼稚園教諭)

保育所または、幼稚園で勤務する任期付職員(保育士・幼稚園教諭)を募集します。

● 申込期間 1月6日(金)～20日(金)

● 試験日 1月29日(日)

● 試験会場 市役所

※変更となる場合があります。

● 試験方法 第1次試験、第2次試験があります。第1次試験は小論文、第2次試験は第1次試験の合格者を対象に、面接を行います。

● 任用期間 4月1日から令和6年3月31日まで

※最長で、3年間延長する場合があります。

● 職種、採用人数

□ 保育士・幼稚園教諭 5人程度

● 受験資格 保育士資格および、幼稚園教諭普通免許を有する人

● 申し込み 受験案内と申込書は、人事課または、各総合支所市民サービス課で配布します。申込書に必要事項を記入の上、人事課に持参または、郵送で申し込みください。

※詳しくは、市ウェブサイトを確認

認っていたか、問い合わせください。

問 総務部人事課

〒987-2293

栗原市築館薬師一丁目7番1号

☎(22)1159



住民税非課税世帯等 に対する物価高騰緊急 支支援金

電力やガス、食料品などの価格高騰による影響を受けた低所得世帯の負担を軽減するため、住民税非課税世帯等に対し、物価高騰緊急支支援金の支給を、11月から実施しています。

● 対象 次のいずれかに該当する世帯

□ 住民税非課税世帯 令和4年9月30日の基準日において、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

※給付対象と思われる世帯には、既に確認書または、申請書を送付しています。

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみの世帯を除きます。

□ 家計急変世帯 予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※市ウェブサイトまたは、問い合わせ先で該当要件を確認し、対象となる場合は、申し込み

先で配布する申請書に記入の上、期限までに申請してください。

● 支給金額 1世帯5万円

● 申し込み 1月31日(火)までに、申請書に必要事項を記入の上、問い合わせ先へ申し込みください。

※収入・所得がない人も住民税の申告をしていないと、収入が確認できないため対象になりません。申告をしていない人は、税務課または、各総合支所市民サービス課で手続きしてください。

問 市民生活部社会福祉課 ☎(22)1340

各総合支所市民サービス課

令和5年度市民税・住民税等の主な税制改正

税制改正により、令和5年度から次のとおり適用されます。詳しい改正内容は、市ウェブサイトを確認してください。

● 住宅ローン控除制度の見直し 住宅ローン控除の適用期限が延長され、令和7年12月31

市内の文化財散策

赤松館跡

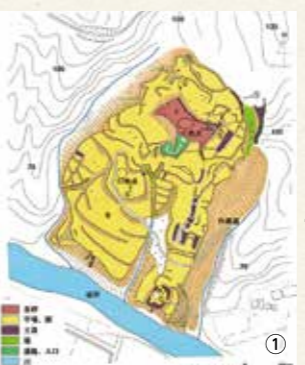
赤松館跡は、一迫嶋地区にある中世の城館跡です。迫川左岸の南北に延びる丘陵上に位置して、遺跡付近の標高は低いところで約70メートル、高いところで約130メートルです。源義経の従者だった、佐藤庄司継信の居館跡と伝わっていて、城の中心部の主郭とその周辺で、櫓を建てるための基壇、堀、土塁、柱穴などが見つかっています。

佐藤氏は、信太郎(現在の福島県飯坂町付近)を本領とする奥州藤原氏の家臣で、継信は1158(保元3)年に佐藤元治の三男として生まれました。1180(治承4)年に、平氏打倒のため源頼朝が挙兵した際、それに加勢しようとした義経に、藤原秀衡が継信とその弟忠信を従者として遣わせたといわれており、そのころ赤松館跡に住んでいたと伝えられています。

その後は、中世にこの地域を支配した一迫狩野氏の居館となったといわれ、ゆかりの寺が建っていたとされる吉祥寺には、1363(貞治2)年の紀年銘のある板碑が残っています。

現在、遺跡の範囲は山林となっていて、迫川を挟んだ対岸から地形を見ることが出来ます。少し離れた場所から、景色を眺めてみてはいかがでしょうか。

問 教育部文化財保護課 ☎(42)3515



①赤松館跡平面図 ②南東側(①の右下)から見た景色

日までに入居した人が対象となります。

● 所得税額から控除しきれない額について、所得税の課税総所得金額等の5パーセント(最高97,500円)の範囲内で、市民税・県民税から控除されます。

● セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の範囲を、より効果的なものに重点化し、対象となる医薬品が一部変更となりました。

また、手続きの簡素化を図った上で、適用期限が令和8年12月31日まで延長されます。

● 所得税について

所得税についても、住宅ローン控除制度とセルフメディケーション制度は、同様の見直しが行われ、令和4年分所得から適用されます。

詳しくは、国税庁ウェブサイトを確認してください。

● 国税庁ウェブサイト

URL <https://www.nta.go.jp>



● 市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢引き下げに

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日まで

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告してください。詳しくは、問い合わせください。

● 対象 農業などの自営業者、工場や事業所、アパート経営など事業を行っている人の償却資産で、耐用年数が1年以上かつ、1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもので対象です。

トラクターなど、自動車税・軽自動車税の課税対象になるものは、償却資産の対象ではありません。

● 申告方法 申告書に必要事項を記入の上、税務課または、各総合支所市民サービス

● ビス課に提出してください。

● 償却資産とは

製造業や販売業、サービス業など、全ての事業のために使用している機械や器具、備品など

※例として、駐車場の舗装路面、ビニールハウス、農業用機械、製造機械、事務用機器、応接セットなどが該当します。

問 総務部税務課 ☎(22)1121

各総合支所市民サービス課

所得申告用要介護・要支援認定者のおむつ使用確認書の交付

所得申告の際に、要介護・要支援認定者のおむつ代を医療費控除として申告する場合は、次の書類が必要です。

● 医療費控除の申告に必要な書類 支出したおむつ代の領収書の他、次のいずれかの書類が必要です。

□ 初めて控除を受ける人

医師が発行するおむつ使用証明書

□ 控除を受けるのが2年目以降で、要介護・要支援認定を受けている人

各総合支所市民サービス課